肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 新規・更新申請に係る提出書類一覧

- ※ ここでいう世帯とは、本人と同一医療保険加入者を指します。※ 更新に係る手続きおよび被用者保険(住民税非課税世帯)・国保組合に加入の方の毎年7月の所得区分の照会については、 滋賀県から対象者の方にご案内を送付します。
- ※ 本項の「医療記録票(2/12以上)」とは、医療記録票(別紙様式例6-1及び6-2)と別紙様式例6-2に添付する資料であって、 高額療養費算定基準額を超えた月数が過去11月で2月以上であることが確認できるもの一式を指します。

〇70歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
Н	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	●追加提出書類なし(更新 申請時の照会不要)
オ	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	○有効期限に関わらず、毎年 7月下旬まで に「被保険者の非課税証明書類(写)」の提出が必要(適用区分オであることを保険者が確認するため)

○70歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
エ・オ	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	●追加提出書類なし(更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため)

〇70歳未満・国保組合

- AND LAIST THE PARTY TO A PARTY				
適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)	
エ・オ	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	○有効期限に関わらず、 毎年 7月下旬まで に「本 人及び世帯全員の課税・ 非課税証明書類(写)」の提 出が必要 (適用区分を判定するた め)	

●70歳以上75歳未満・被用者保険

	70級不過"秋用有体膜 ではよう			
適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)	
Ⅲ (一般所得)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 □本人及び世帯全員の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、 肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	●追加提出書類なし(更新申 請時の照会不要)	
Ⅱ (低所得Ⅱ)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、 肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	○有効期限に関わらず、毎年 7月下旬まで に「被保険者の 非課税証明書類(写)」の提出 が必要 (適用区分IIであることを保 険者が確認するため)	
I (低所得 I)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人及び世帯全員の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、 肝炎治療月額管理票(写) □被保険者及び被扶養者の非課税証 明書類 □保険者照会に係る同意書	○有効期限に関わらず、毎年 7月下旬まで に「被保険者及 び被扶養者の非課税証明書類 (写) 」の提出が必要 (適用区分Iであることを保 険者が確認するため)	

●70歳以上75歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
Ⅲ (一般所得)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 □本人及び世帯全員の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、 肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	●追加提出書類なし (更新申請時の照会不要。課 税所得について市町村が税情 報を把握しているため)
Ⅲ (低所得Ⅲ) ・ Ⅱ (低所得Ⅱ)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	●追加提出書類なし (更新申請時の照会不要。課 税所得について市町村が税情 報を把握しているため)

●70歳以上75歳未満・国保組合

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
Ⅲ (一般所得)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 □本人及び世帯全員の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	○有効期限に関わらず、毎年 7月下旬まで に「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」の提出が必要 (適用区分を判定するため)
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ I (低所得Ⅰ)	□臨床調査個人票等 □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □被保険者証(写) □高齢受給者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	○有効期限に関わらず、毎年 7月下旬まで に「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」の提出が必要 (適用区分を判定するため)

□75歳以上•後期高齢者医療保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
Ⅲ (一般所得)	□臨床調査個人票等 □後期高齢者医療被保険者証 (写) □本人及び世帯全員の住民税課 税・非課税証明書類 □本人及び世帯全員の住民票 (写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者に あっては、肝炎治療月額管理 票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □後期高齢者医療被保険者証(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	●追加提出書類なし (更新申請時の照会不要。 課税所得について市町村が 税情報を把握しているた め)
•	□臨床調査個人票等 □後期高齢者医療被保険者証 (写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	□参加者証(写) □後期高齢者医療被保険者証(写) □限度額適用認定証等(写) □本人の住民票(写) □医療記録票(2/12以上)(写) □肝炎治療受給者証被交付者にあっては、肝炎治療月額管理票(写) □保険者照会に係る同意書	